

# 栗山税務会計事務所

## 事例集 Vol.1 : 国際税務篇

### ● 国際税務

#### ◇ 外国法人の源泉所得税の還付手続

□ 住宅の建売会社の事例です。

外国法人から都内の土地を買って、その上に住宅を建てて販売した後に税務調査が入りました。外国法人から土地を買った場合は、代金を支払う際に源泉税を預からなければいけません。調査官に指摘されて多額の源泉税を納めることになりました。土地を売った外国法人はこの土地の譲渡には多額の損失が出ているので税金を負担してくれそうにありません。

「税務署は、損失が出ていても源泉納付は必要だといっています。どうしたらいいでしょうか」という相談を受けました。

このケースでは土地を売った外国法人に損失が出ているので、申告すれば外国法人に源泉税が還付されます。いったん源泉税を納めた上で、その外国法人から還付申告の手続を代理して還付申告をしました。建売会社に納税管理人になってもらい、代理で還付金を受領することで損失の発生を防ぎました。

#### ◇ 租税条約の免税手続

□ ある会社がソフトウェアの不正コピーを指摘されてUSAの会社に損害賠償金を支払いました。このケースの損害賠償金はソフトウェアの使用料に該当するという判例があるので、支払の際に源泉税を預かる必要があります。税務調査で、そのことを指摘されました。「今から源泉分の返金を受けることはできません。どうしたらいいでしょうか？」という相談を受けました。

USAの会社に支払う源泉税は日米租税条約の規定で、免税の手続を受けることができます。租税条約の適用を受けるためにUSAの会社の代理人弁護士に「租税条約の届出書」を作成してもらい居住者証明を添付して税務署に提出しました。